対

象

者

平成30年度串間市住宅用太陽光 発電システム設置事業

住宅用太陽光発電システム設置費の一部補助します!



補助対象は

◇電力会社と電灯契約を結んでいる個人、又はこれから契約を結ぶ個人であること。

- ◇自ら居住するために用いる市内の住宅に発電システムを新たに設置・増設する方。 または、市内に発電システム付き建売住宅を購入する方。
- ◇本人及び本人と同一世帯に属する者が、市税等の滞納がないこと。
- ◇本補助金をこれまで受けていない方(※補助は1住宅につき1回限りです) ※発電システムの設置工事等に着手する前の事前申請になります。

◇住宅の屋根等への設置に適したものであること。

- ◇低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力受給に関する契約を締結する こと。
- ☆太陽電池の最大出力が10kW未満のものであること。ム ※増設分が10kW以下でも合計値が10kWを越える場合は対象外です。

補助金の額は

施工業者又は販売業者が <u>串間市内</u>かどうかで補助額が異なります。



施工業者又は販売業者 の所在地	太陽電池モジュールの 1Kwあたりの補助額	上限額 (最大で4Kw分)
串間市内	30,000円	120,000円
市外	10,000円	40,000円

- ※市内業者とは、法人の場合は串間市に事業所登録がある事業者、個人事業者の場合は 串間市に住民登録のある事業者
- ※太陽電池モジュールの出力値 (Kw) は、小数点以下 2 桁未満を、補助金額は千円 未満の端数を切り捨てます。

申請期間は

- ◇平成30年5月1日 (火) から申請受付を開始します。
- ◇申請書は先着順に受け付けますが、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは締め切りとさせていただきます。

申請書類は

◇串間市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて 串間市総合政策課へ<u>直接特参</u>し、提出してください。 (郵便やメール等による受付は受理いたしません。)

No.	必要書類	チェック	
1	発電システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約		
	書の写し又は売買契約書の写し		
	(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、内訳が明記されて		
	いる見積書の写しを添付)		
2	発電システムの形状、規格等の仕様のわかる書類(カタログ等)		
3	設置場所及び付近の見取り図		
4	工事着工前の写真(建売住宅供給者から住宅を購入する者は、除く)		
(5)	申請者及び同一世帯人がわかる世帯全員の住民票 〈市民生活課〉		
6	申請者及び同一世帯員の市税の完納を証する書類		
	※同居する家族全員分の完納証明書(市提出用) 〈税務課〉		
7	設置する建物が、自己の所有でない場合は、建物所有者の承諾書		
8	串間市内の施工業者又は販売業者が施工又は販売する場合はそれぞ		
	れ下記証明書を添付してください。		
	ア 法人の場合 事業所の所在地証明書の写し		
	イ 個人の場合 事業者の住民票の写し		

◇<u>交付申請書の申請者の住所は、住民票と同じ表記(番地を"ー"で省略しない)で</u> 記入してください。

実績報告は

◇工事が完了したあと、<u>30日以内</u>に串間市太陽光発電システム設置費補助金実績報告書に、次の書類を添えて串間市総合政策課へ<u>直接持参</u>し、提出してください。 ◇実績報告書の最終提出期限日は平成31年3月29日(金)です。

No.	必要書類	チェック🗸	
1) 発電システムの設置費に係る領収書の写し		
2	支出した対象システムの設置に係る経費の内訳が明記されている内		
	訳書の写し		
3	発電システムの設置状況を示す写真		
4	竣工検査の試験記録書の写し (出力対比表等)		
5	電力会社と電力受給契約書の写し		
6	新しい住所の住民票		
	※新しく住宅を建築して発電システムを設置した場合のみ		

◇印鑑は申請時の印鑑と同じものを使用してください。

☆交付額の確定後に、請求書を提出してください。(申請者本人名義の口座に振込みます)

<申し込み・お問い合わせ先>

串間市役所 総合政策課 企画係 TEL:0987-72-1111(内線333)

※申請書類等は、串間市公式サイトからダウンロードできます。